平成２８年度
第６回高松市農業委員会農地部会
議　事　録

平成２８年９月１２日開会

高松市農業委員会

平成28年度第６回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時　　平成28年９月12日（月）午後２時30分開会

開催場所　　高松市役所第32会議室

出席委員　19人

１番　髙砂　清一（農地部会長）
３番　田井　天久
４番　上砂　正義
５番　三笠　輝彦（会長）
６番　木村　保夫
７番　妻鹿　常男
８番　小山　智
９番　横井　豊
10番　森口　憲司
11番　能祖　壽一（会長職務代理者）
12番　河北　初雄
13番　冨本　正樹
14番　妹尾　嘉起
15番　湊　　敏好
16番　原田　和幸
17番　久保　宣仁
18番　森西　征二
19番　藤原　正雄
20番　谷口　勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員　１人

２番　片山　久男

農業委員会事務局出席者

事務局長
兼農政課長　川西　好春
農政課長補佐
兼農政管理係長　大井　昌和
農地係長　多田　利浩
副主幹　中野　清作
主査　森　亮介
主任主事　寺井　康弘
主任主事　藤井　照彦

議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　議案第１号　ア 農地法第18条第６項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可の取消願について

議案第３号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第４号　農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第５号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第６号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第７号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について

議案第８号　非農地証明願について

議案第９号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第10号　みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第１項の規定による開発計画に対する意見について

議案第11号　産業廃棄物処理施設等の設置に係る問題点について

議案第12号　高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

報　　告　農地法第４条第１項、第５条第１項関係許可状況について

議　　長（農地部会長） ただ今から平成28年度第６回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

現在の出席委員は20人中16人で、部会は成立しております。欠席委員は、片山委員です。また、三笠委員、妻鹿委員、藤原委員からは、少し遅れるとの連絡を受けております。

まず、日程第１　議事録署名委員の指名でありますが、私から指名することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　御異議が有りませんので、議事録署名委員は４番上砂委員、６番木村委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第２　議事に入ります。

まず、議案第１号 ア 農地法第18条第６項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第１号　ア 農地法第18条第６項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書１ページを御覧ください。

１番は、県外在住の賃借人が耕作不便のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

２番も、第三者が転用するため、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は貸付地の一部無償譲渡です。譲渡の内容については、農地法第３条第１項の規定による許可申請所有権１番、転用の内容については、農地法第５条第１項の規定による許可申請所有権５番のとおりです。

３番も、賃貸人が自ら耕作するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は貸付地の一部無償譲渡です。譲渡の内容については、農地法第３条第１項の規定による許可申請所有権２番のとおりです。

４番は、近日中に転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

５番も、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

６番と７番は、近日中に転用するため香川県農地機構を介した農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

８番は、第三者が一部を転用し、残りを賃貸人が自ら耕作するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は平成18年８月に他の貸付地を合意解約した際に無償譲渡済みとなっています。転用の内容については、農地法第５条第１項の規定による許可申請所有権25番のとおりです。

２ページをお開きください。

９番から12番までは、賃貸人が別の農家へ譲り渡すため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は９番と10番は金銭で、11番と12番は有りません。譲渡の内容については、農地法第３条第１項の規定による許可申請所有権13番のとおりです。

13番は、賃借人が労力不足のため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

14番は、賃借人が労力不足のため残存小作よる賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

次に、イ　使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

３ページをお開きください。

１番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第５条第１項の規定による許可申請所有権14番のとおりです。

２番と３番は、高松市地域農業再生協議会を介して貸借していたものですが、貸人が自ら耕作するため農地の返還を受けたものです。

４番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第５条第１項の規定による許可申請所有権17番のとおりです。

５番と６番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

７番は、借人が労力不足のため返還したものです。

８番は、貸人が別の農家へ譲り渡すため、返還を受けたものです。譲渡の内容については、農地法第３条第１項の規定による許可申請所有権14番のとおりです。

以上、議案第１号　ア 農地法第18条第６項の規定による通知について14件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について８件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第１号は、通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　御異議が無いようでありますので、議案第１号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹　議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書４ページを御覧ください。

平成９年 10 月 28 日付けで住宅用地として転用許可を受けていましたが、現況は農地であり、健康問題等の一身上の都合で転用することが不可能となったため、許可の取消願が提出されたものです。

以上、議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可の取消願について１件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可の取消願については承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　御異議が無いようでありますので、議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可の取消願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第３号　農地法第４条第１項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹　議案第３号 農地法第４条第１項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書５ページを御覧ください。

１番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

２番は、２階建１棟の賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

３番は、上水道埋設用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

４番は、共同住宅の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、住人の自転車数が増加し駐輪場が不足することから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が933.16平方メートル有ります。

５番は、貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理

由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和47年１月に建築済みですが、隣接地に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

６番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成３年ごろに造成済みですが、隣接地に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

７番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が248.57平方メートル有ります。

８番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、近隣事業者からの利用申込みもあり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書６ページをお開きください。

９番は、露天貸駐車場・看板用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成６年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

10番は、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成３年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、住宅を建築するために既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成22年12月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が583.82平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

13番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成19年４月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

14番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成19年４月に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

15番は、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、納屋を建築するため敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和40年８月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が560.45平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

16番も、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内に在る第１種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、農家住宅の宅地拡張用地として納屋を建築するもので、集落に接続して設置される住宅であることから、第１種農地の不許可の例外に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成12年11月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が520.07平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

17番は、花きの栽培をしている農地所有適格法人の代表者の世帯員である申請者が、発電出力59.2キロワット、パネル１枚の面積約1.94平方メートルを200枚、５基の太陽光発電設備用地及び農業用資材を保管するため法人への貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅

に近く設備の維持管理も容易であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成28年８月４日に受付けされ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、非農家の２世帯住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、住宅を増築するために敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和53年10月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が542.55平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

議案書７ページを御覧ください。

19番の申請者は個人で電気設備工事業を営んでいますが、事業用車両置場と在庫資材置場が不足していることから、露天資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、自宅兼会社事務所に隣接しており利用効率が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

20番は、自宅と農地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、自宅と農地への進入路であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成21年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

21番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、納屋を建築するために敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和44年６月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が598.00平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

22番も、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、住宅兼納屋を建築するために敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成13年５月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農

地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が447.60平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第３号　農地法第４条第１項の規定による許可申請の一般議案について22件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第３号　農地法第４条第１項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　御異議が無いようでありますので、議案第３号　農地法第４条第１項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第４号　農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査　議案第４号　農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書８ページを御覧ください。

平成25年11月29日付けで２階建１棟の分譲住宅用地として許可を受けていましたが、造成後、営業活動を継続してきましたが、住宅の買い手の見込みが立たないことから、下請企業の要望により貸倉庫用地に変更するため、事業計画変更申請するものです。

以上、議案第４号　農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について１件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――　御発言が無いようでありますので、議案第４号については承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　御異議が無いようでありますので、議案第４号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第５号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して木村委員、小山委員に順次説明をお願いします。

木村委員　議案第５号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

今回の特別現地調査委員は、髙砂農地部会長を始め上砂委員、小山委員と、私木村の４名で現地調査を実施しました。

なお、所有権２番、５番及び使用貸借１番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

それでは、別紙の５条特別議案書所有権の１ページを御覧ください。

１番の１、１番の２の申請地は、高松市林出張所北東200メートルに在り、１番の１は賃貸共同住宅、１番の２は北側に残る所有者の農地への進入路としても利用するため、持分1/2の所有権を移転し、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域で、国道11号線に近く交通の利便性も良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

２番の申請地は、高松市立弦打小学校南西200メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道檀紙・鶴市線に近く交通の利便性が良く、周辺は学校・病院・商業施設が整い宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

３番の申請地は、高松市立香南中学校南西1.6キロメートルに在り、建築工事業を営む転用者が高松南部地域での業務が増加しており、新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・綾川線に近く交通の利便性が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者のうち、所有者不明の筆界未定地以外については同意を得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林が31平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとさせていただき、４番からは小山委員が説明いたします。

小山委員　特別現地調査委員の小山です。４番からは私が説明いたします。

４番の申請地は、サンメッセ香川南東１キロメートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道西植田・高松線に近く交通の利便性が良く、周辺は大型商業施設が整い分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。進入路として利用する併用宅地が118.00平方メートルあります。

５番の申請地は、高松市立十河小学校南東500メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線に近く交通の利便性が良く、周辺は学校や大型商業施設が整い分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用農道・水路が88.64平方メートルあります。

次に、使用貸借の案件であります。

２ページを御覧ください。

１番の申請地は、高松市香西出張所北西950メートルに在り、約13,700立方メートルの花崗土を採取した後、約12,000立方メートルの建設残土で盛土し、平成27年11月１日から30年10月30日までの３年間農地造成用地として一時転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、申請地は急傾斜地の果樹園等で、高齢化で農作業に支障となっていることから、緩傾斜の農地に造成し農作業の労力軽減及び作業の効率化を図るものです。

また、採取した花崗土は、主に香西北町の県の埋立護岸整備事業に利用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成27年11月から花崗土を採取していますが、資金計画も妥当であり、農地復元の確実性も認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、本件無断転用事案は、当初、農地改良届が提出され、６ヶ月を経過した後も農地に復元されないため、地元農業委員の指導により申請されたものです。

以上、議案第５号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の特別議案所有権５件、使用貸借１件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議　　長　ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第５号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　御異議が無いようでありますので、議案第５号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第６号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

なお、議案第６号の所有権の11番ですが、木村委員に関連する議案ですので、議事参与の制限に該当することから、木村委員には一たん退室をお願いし、11番を他の案件に先立ち審議いただきます。

― 木村委員退室 ―

それでは、所有権11番について事務局の説明を求めます。

森主査　議案第６号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の一般議案のうち、所有権11番について御説明申しあげます。

議案書10ページを御覧ください。

転用者が建設業を営む法人の役員で、法人の事業が多角化し、資材置場が不足していることから、露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば資材置場として利用する法人が転用者となるべきところですが、資金面の事情から役員である個人が取得して法人に貸し付けるものです。併用用悪水路が8.08平方メートル有ります。

以上、議案第６号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の一般議案のうち、所有権11番について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言がないようでありますので、議案第６号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の一般議案のうち、所有権11番については、許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　御異議が無いようでありますので、議案第６号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の一般議案のうち、所有権11番については、許可することに決定いたしました。

― 木村委員入室 ―

引き続き、議案第６号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の一般議案の所有権11番以外についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査　議案第６号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の一般議案の所有権11番

以外について御説明申しあげます。

まず、所有権の案件です。

議案書９ページを御覧ください。

１番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

２番は、発電出力49.5キロワット、パネル１枚の面積約1.62平方メートルを212枚、８基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力との電力受給契約も平成28年８月４日に締結されており転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

３番は、所有権10分の９を取得して、転用者が建築を予定している住宅への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

４番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

５番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第６項の規定による通知２番に関連しています。

６番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は転用者が開発した分譲地に隣接し、周辺は学校・病院・コミュニティーセンター等公共施設が整備された住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適

当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

７番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用用悪水路が、6.89平方メートル有ります。

８番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

９番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高松大学から30メートルと近く、周辺は病院、大型量販店が整い宅地化が進んだ住環境の良い地域であり入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書10ページを御覧ください。

10番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、県外に出ている息子家族が帰ってくることになり、宅地内に駐車スペースが無いことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和45年５月に一部造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

13番は、伯父所有の農地を譲り受け非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家

に近く子供の教育環境への変化が無く生活がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番も、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く共稼ぎで子供の面倒も見てもらえることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知１番に関連しています。

15番は、自宅への進入路が無く兄の宅地を利用し不便であることから、新たに進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地以外に適地が無いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が303.81平方メートル有ります。

17番の転用者は、松山市を中心に愛媛県全域で介護福祉施設を経営しており、高松市内で事業展開をするため介護老人福祉施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は香川インテリジェントパークから135メートルと近く、周辺は宅地化が進んだ住環境の良い地域であり需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知４番に関連しています。

議案書11ページを御覧ください。

18番の転用者は、分譲住宅の建築販売業をしており、事業用のフェンス、流用土等の資材置場が不足していることから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高松市道に２面が接し事業所から1.5キロメートルと近く利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番の転用者は、建設業を営む法人の役員夫婦で、現事務所等を法人に貸し付けており、

敷地が手狭なため事務所の貸敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、事務所の敷地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成10年ごろに一部造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が541平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

21番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

22番は、母所有の農地を借り受けて太陽光発電設備用地として同時に転用許可申請していますが、隣接農地との境界が直線でなく、過去に両者の話し合いにより畦畔を真っ直ぐにして耕作していたものを、この機会に所有地を交換し現況利用に合わせ太陽光発電設備管理道用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、太陽光発電設備用地の付帯用地あることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第５条第１項の規定による許可申請使用貸借５番及び同法第３条第１項の規定による許可申請所有権９番に関連しています。

議案書12ページを御覧ください。

24番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

25番は、自宅の敷地内に駐車スペースを確保することができないため、農道を挟む宅地前面申請地を露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅の前に在り利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第６項の規定に

よる通知８番に関連しています。

26番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が262.18平方メートル有ります。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

13ページを御覧ください。

１番は、転用者が高松市で、高松第一高等学校のプール解体工事に伴い、周辺に仮囲い用フェンスを設置する必要から、工事期間中のフェンス設置用地として平成28年10月１日から29年３月31日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、工事完了後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が133.30平方メートル有ります。

２番の転用者は、パンの製造販売業を行っており、新たな店舗を開設するため店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が151平方メートル有ります。

３番の転用者は、調剤薬局を経営しており、高松市民病院移転に伴い調剤薬局の店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

４番の転用者は、自動車販売・修理業を行っており、下取り中古車を保管するための露天車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は事業所隣りで国道11号線沿いに在り利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

５番の転用者は、土木工事業を行っており、高松市上下水道局発注の排水管敷設工事に

伴う露天車両・資材置場用地として、平成28年９月23日から29年３月31日までの間、一時転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、一時転用後の農地復元が確実と認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

６番の転用者は、造園業を行っており、造園用樹木置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は事業所に近く県道円座・香西線からの出入りが容易で管理し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和60年４月に樹木置場として造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

７番の転用者は、土木工事業を行っており、香川県と請負契約をした音谷池耐震補強工事に伴う工事用仮設事務所・露天駐車場用地として、平成28年９月25日から29年４月20日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、工事現場に隣接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり一時転用後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

８番の転用者は、土木工事業を行っており、香川県と請負契約をした野間川河川海岸維持修繕工事に伴う露天資材置場用地として、平成28年９月13日から29年１月31日までの間、一時転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、一時転用後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

14ページを御覧ください。

１番は、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、将来、母親の面倒を見やすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

２番は、工場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第３種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和48年８月に前所有者と工場を無断にて建築しており、追認許可を得るため現所有者が申請したもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

３番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し農作業の手伝いがし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

４番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟み実家に隣接し農作業の手伝いがし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用地として、平成27年４月８日付けで進入路として転用許可を受けた介在田が30平方メートル有ります。

５番は、母所有の農地を借り受けて発電出力49.5キロワット、パネル１枚の面積約1.62平方メートルを232枚、４基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に隣接し設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力との電力受給契約も平成28年３月３日に締結されており転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第５条第１項の規定による許可申請所有権22番に関連しています。

６番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し農作業の手伝いがし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

７番は、弟所有の農地を借り受けて発電出力49.5キロワット、パネル１枚の面積約1.22平方メートルを330枚、４基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に近接し設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力との系統連系の申込みも平成26年９月30日に受付けされ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15ページを御覧ください。

９番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第２種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し農作業の手伝いがし易く子供の面倒も見てもらえることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第６号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の一般議案、所有権は先ほど御議決をいただきました11番を除く22件、賃借権８件、使用貸借８件、計38件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

― 三笠委員、妻鹿委員、藤原委員入室 ―

議　　長　ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第６号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　御異議が無いようでありますので、議案第６号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第７号　農地法第３条第１項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事　議案第７号　農地法第３条第１項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書16ページをお開きください。

１番は、残存小作地を小作人へ譲り渡すもので、取得後も引き続き水稲を作付するものです。農地法第18条第６項の規定による通知２番に関連しています。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、２番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

２番も、残存小作地を小作人へ譲り渡すもので、取得後も引き続き水稲を作付けするも

のです。農地法第18条第６項の規定による通知３番に関連しています。

３番は、譲渡人が分家独立している譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稲を作付けするものです。

なお、譲受人は綾川町に居住していますが、綾川町農業委員会からの精農審査表及び耕作証明書が添付されており、審査基準の要件は全て満たしています。

４番は、経営規模の拡大を希望する譲受人の要望により譲り渡すもので、取得後は水稲を作付けするものです。

５番と６番は、譲渡人が労力不足であることから、隣地農地を所有、耕作しているそれぞれの譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稲を作付けするものです。

７番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

なお、下限面積については、農地法第３条第１項の規定による許可申請使用貸借１番が同時に申請されており要件を満たします。

８番は、農業後継者である子へ部分贈与するもので、取得後も引き続き水稲を作付けするものです。

９番は、隣地が転用されるのに伴い土地整形のため譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稲を作付けするものです。農地法第５条第１項に規定による許可申請所有権22番に関連しています。

10番と11番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望するそれぞれの譲受人へ譲り渡すもので、取得後10番は水稲、11番は水稲・野菜・果樹を栽培するものです。

17ページを御覧ください。

12番の譲渡人は、県外に居住しており、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

13番は、経営規模の拡大を希望する譲受人の要望により譲り渡すもので、取得後はオリーブの苗木を栽培するものです。農地法第18条第６項の規定による通知９番から12番までに関連しています。

14番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稲を作付けするものです。使用貸借に係る農地返還通知８番に関連しています。

次に、使用貸借について御説明申しあげます。

18ページを御覧ください。

１番は、新規営農を希望する借人が３年間借り受けて果樹を栽培するものです。農地法第３条第１項の規定による許可申請所有権７番に関連しています。

２番は、経営移譲年金受給のため、農業後継者へ10年間使用貸借による権利を再設定するもので、引き続き野菜・花・果樹を栽培するものです。

以上、議案第７号　農地法第３条第１項の規定による許可申請所有権14件、使用貸借２件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第７号　農地法第３条第１項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　御異議が無いようでありますので、議案第７号　農地法第３条第１項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第８号　非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます

中野副主幹　議案第８号　非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書19ページを御覧ください。

１番から２番、３番までは、平成27年に既設の農業用水路を拡幅したもので、いずれも非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当するものです。

４番は平成元年から、５番・６番は、平成８年から耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不適当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第８号　非農地証明願について６件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第８号　非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　御異議が無いようでありますので、議案第８号　非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第９号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事　議案第９号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書20ページを御覧ください。

本件について、現地調査を実施しました結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第９号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願について１件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第９号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　御異議が無いようでありますので、議案第９号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号　みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第１項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事　議案第10号　みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第１項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料１の１を御覧ください。

１枚めくっていただき、１ページのとおり、平成28年８月１日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

土地開発行為の目的は、太陽光発電設備を設置するというもので、２ページの土地開発行為協議書のとおり、７月27日付けで事業者から香川県知事宛に提出されたものです。

土地開発行為を行う土地の所在は、香南町西庄地区の山林で、面積は0.6059ヘクタールです。

主要工事計画の内容は、土工として切土14,664.48立方メートル、防災施設として暗きょ工２箇所、沈砂池２箇所及び法面緑化工の施工を計画しているものです。

位置図・土地利用計画図・公図は３ページから６ページまでのとおりです。

表紙にお戻りください。

８月29日に香南地区農業委員と農業委員会事務局担当職員とで現地調査を実施した結果、下流域に多数の農地が有ることを踏まえ、高松市長には、「土地開発行為を行う土地の下流域には多数の農地が有り、事業実施に当たっては、下流域の農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと思います。

次に、資料１の２を御覧ください。

１枚めくっていただき、１ページのとおり、平成28年８月18日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

土地開発行為の目的は、太陽光発電事業用地及び資材置場の造成を行うというもので、２ページの土地開発行為協議書のとおり、８月16日付けで事業者から香川県知事宛に提出されたものです。

土地開発行為を行う土地の所在は、３ページの一筆面積表のとおりで、32筆の合計面積は5.1308ヘクタールとなっています。

位置図・公図・土地利用計画図等は４ページから７ページまでのとおりですが、本件は平成15年７月に認可を受け土石の採取を行ってきた区域であり、採石事業終了後に、発電出力1,890キロワットの太陽光発電設備を設置するとともに、花崗土置場用地として利用しようとするものです。

表紙にお戻りください。

８月26日に第７地区地元農業委員と農業委員会事務局担当職員とで、開発区域及び既設の洪水調節池等について現地調査を実施するとともに周辺の農地を確認した結果、高松市長には、「本開発行為実施に際しては、周辺の農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すとともに、開発区域の下流域に有る水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう十分に留意し施工すること」との意見を付して回答したいと思います。

なお、開発区域内に畑が１筆含まれておりますが、従前の採石事業を実施する際に、洪水調節池からの放流管を埋設するために平成16年３月25日付けで農地法第３条第１項の規定による許可を得ており、農地法上の所要の手続きは完了しております。

以上、議案第10号　みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第１項の規定による開発計画に対する意見について２件、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第10号については、原案のとおり意見を付して回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　御異議が無いようでありますので、議案第10号は、原案のとおり意見を付して回答することに決定いたしました。

次に、議案第11号　産業廃棄物処理施設等の設置に係る問題点についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事　議案第11号　産業廃棄物処理施設等の設置に係る問題点について御説明申しあげます。

資料２を御覧ください。

１ページのとおり、平成28年８月４日付けで環境指導課長から産業廃棄物処理施設等の設置に係る問題点について照会がありました。

施設の概要は２ページの事前指導申出書のとおりで、詳細につきましては３ページから６ページまでの事業計画書のとおりです。

設置予定者は、産業廃棄物の収集運搬業を営んでおり、収集した廃棄物の一部を中間処理する目的で、減容処理器を更新するものです。

取り扱う廃棄物は廃プラスチック類で、処理能力は日量0.64トンです。処理業務に伴う汚水の発生はなく、水質や土壌に与える影響もないものとされています。

資料表紙にお戻りください。

施設の設置場所は、３のとおりで、平成28年８月25日に第１地区地元農業委員と地区担当職員で現地調査を実施し、同月31日に開催された第１地区部会において審議した結果、５農業委員会の意見（案）のとおり、周辺に農地及び農業用施設はないので「問題なし」と回答するものです。

以上、議案第11号　産業廃棄物処理施設等の設置に係る問題点について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。

冨本委員　議長――13番。

議　　長　13番――冨本委員。

冨本委員　周辺に農地及び農業用施設は無いので、「問題なし」でなく、「意見なし」ではありませんか。

川西事務局長　御指摘のとおり、周辺に農地及び農業用施設はありませんので、「意見なし」と修正します。

議　　長　その他、御質問、御意見は有りませんか――御発言が無いようでありますので、議案第11号は、一部原案修正し「意見なし」と回答することに、御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　御異議が無いようでありますので、議案第11号は、「意見なし」と回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号　高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長　それでは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申しあげます。

資料３を御覧ください。

平成28年９月７日付けで高松市長から高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、問題の無い旨報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

農用地区域からの除外内容につきまして、１ページからの総括表を御覧ください。各ページに対象地番及び除外後の用途が記載されております。３ページの下段に除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に合計欄がございまして、今回の除外申請の件数合計が57件、合計面積で88,111.13平方メートルでございます。

次に、農用地区域への編入、白地から青地へについて、４ページを御覧ください。３件ありまして、中山間地域等直接支払制度の対象農地とするためと、現に農用地区域内にある土地と一体的な利用を行い農業振興に寄与しようとするため申請したもので、面積合計が2,913平方メートルでございます。

議案第12号について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第12号については、異議のない旨回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　御異議が無いようでありますので、議案第12号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

続きまして、農地法第４条第１項・第５条第１項関係許可状況についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

多田農地係長　それでは、農地法第４条第１項・第５条第１項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料４を御覧ください。

平成28年８月６日から同年９月８日までのものであります。

まず、許可件数ですが、７月以前の農地部会議決分といたしまして４条が２件、５条が15件、８月農地部会議決分として４条が11件、５条が29件、合計で４条が13件、５条が44件です。

許可保留件数については、７月以前の農地部会議決分として４条が１件、５条が11件、８月農地部会議決分として４条が０件、５条が15件、合計で４条が１件、５条が26件です。取下げにつきましては、４条、５条関係ございませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

１ページを御覧ください。

４条関係で、７月議決分の10番が開発許可未了で許可保留になっております。

４ページを御覧ください。

５条関係の７月農地部会議決分といたしまして、３番が開発許可未了で許可保留になっております。４番が直近事業造成工事未了により許可保留となっております。11番・29番・42番が開発許可未了により許可保留となっております。43番が開発許可及び直近事業造成工事未了により許可保留となっております。50番・51番が開発許可未了により許可保留となっております。52番が道路工事承認未了により許可保留となっております。54番及び賃借権の１番が開発許可未了により許可保留となっております。

６ページを御覧ください。

１番・３番が開発許可未了により許可保留となっております。６番が居宅サービス事業者　指定事前協議未了により許可保留となっております。９番・10番・12番・17番、次ページの19番及び26番から28番までが開発許可未了により許可保留となっております。29番が道路工事承認未了により許可保留となっております。続いて、賃借権の１番・３番・５番が開発許可未了により許可保留となっております。

以上で報告の御説明を終わります。

議　　長　ただ今の報告及び説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、本日の議事は全て終了いたしました。

これで平成28年度第６回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後４時５分　閉会

会　　長

議事録署名委員

部 会 長

委　　員

委　　員